

高知工業高等専門学校 障がい等を有する学生への支援に関する基本方針

令和7年3月19日

校長 裁定

1. 目的

高知工業高等専門学校（以下、「本校」という。）では、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「法」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。）」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という）」に即して、以下の基本方針（以下「基本方針」という。）にて対応します。

2. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止

本校教職員は、法及び対応要領に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止します。

3. 合理的配慮の提供

本校では、法及び対応要領に基づき、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）をすべての組織・教職員が連携し、実施します。

4. 研修・啓発

障がいなどを理由とする差別の解消の推進を図るため、本校教職員を対象に必要な研修・啓発を行います。

5. 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に教育・研究活動、学校生活が行えるよう、障がいのある学生のニーズを確認し、学校における施設・設備面の整備に努めます。